

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
32	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金に関する事務 基礎項目評価書【令和4年10月31日 終了】

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

札幌市は、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金に関する業務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

評価実施機関名

札幌市長

公表日

令和6年10月4日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金に関する事務
②事務の概要	本業務は、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」が令和3年11月19日に閣議決定され、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、様々な困難に直面した方々が、速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう、臨時特別給付金の支給を実施するとされたものである。 当該事業は、「令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業支給要領」に定められたところにより実施することになるが、実施主体たる市町村において支給対象世帯を抽出するものとされている。そのため、令和3年度中の個人住民税の課税権を本市で有しない市外転入者等の課税状況を調査し、支給要件の該当性を判定する必要がある。 なお、マイナンバー制度に基づく情報連携に際しては、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条の内閣総理大臣が指定する公的給付を定める告示の一部が改正され、同法の規定により、住民税非課税世帯等臨時特別給付金が「特定公的給付」に指定されているものである。 ついては、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱うこととする。 ・市外転入者等、令和3年度住民税の課税権を有しない方について、中間サーバーを利用し、所得状況の照会を行う。
③システムの名称	中間サーバー・プラットフォーム システム基盤(市中間サーバ、団体内統合宛名、個人基本)

2. 特定個人情報ファイル名

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 第10条 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。) 別表第一の100の項 ・番号法 別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第73条
--------	---

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	＜選択肢＞ [実施する] 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 第10条 ・番号法 第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下、「別表第二主務省令」という。) (別表第二における情報照会の根拠) ・番号法 別表第二の121の項 ・別表第二主務省令 第59条の4 (別表第二における情報提供の根拠) 情報提供は行わない

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	札幌市保健福祉局総務部総務課・調整担当課
②所属長の役職名	総務課長・調整担当課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 総務局行政部行政情報課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号060-0002 札幌市中央区北2条西1丁目 保健福祉局総務部調整担当課
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年12月10日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年12月10日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[○]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[○]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	令和4年10月31日付けで本評価書の事務は終了している。	
9. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	令和4年10月31日付けで本評価書の事務は終了している。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年10月4日	表紙 評価書名	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金に関する事務 基礎項目評価書	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金に関する事務 基礎項目評価書【令和4年10月31日 終了】	事後	事務終了に伴う更新
令和6年10月4日	IV8. リスクへの対策	-	特に力を入れている	事後	様式改正に伴う項目追加
令和6年10月4日	IV8. 判断の根拠	-	令和4年10月31日付けで本評価書の事務は終了している。	事後	様式改正に伴う項目追加
令和6年10月4日	IV11. 最も優先度が高いと考えられる対策	-	8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策	事後	様式改正に伴う項目追加
令和6年10月4日	IV11. 当該対策は十分か	-	特に力を入れている	事後	様式改正に伴う項目追加
令和6年10月4日	IV11. 判断の根拠	-	令和4年10月31日付けで本評価書の事務は終了している。	事後	様式改正に伴う項目追加